

高額介護合算療養費 申請書を郵送



世帯内で同一の医療保険に加入している方の、毎年8月から1年間にかかった医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合、その超えた分を払い戻します。対象となる世帯へ、3月中旬に申請書類を郵送します。

ただし、計算期間中(令和6年8月1日~7年7月31日)に医療保険が変わった・市外から転入した方は、自己負担額の把握が困難なため申請書を郵送できない場合があります。該当すると思われる方は、7年7月31日時点で加入していた医療保険者へお問い合わせください。

☑計算期間中に医療費と介護サービス費両方の自己負担額を支払い、合計額が限度額を超えている世帯

☑郵送または直接〒185-8501保険年金課(市役所1階)

☑介護保険自己負担額証明書が必要な場合は、高齢福祉課 ☎042-312-8638

☎1015202

| 令和7年7月31日時点で加入していた医療保険 | 問い合わせ先 |
|---------------------------|---------------------|
| 国民健康保険 | 保険年金課 ☎042-312-8607 |
| 後期高齢者医療制度 | |
| 会社などの健康保険・共済組合・国民健康保険組合など | 左記の保険組合などの医療保険の窓口 |

消費生活相談室から 消費者だより 賃貸住宅を退去する時の トラブルを防ぐために



●相談事例

賃貸アパートを退去後、管理会社からハウスクリーニング・床のキズの修繕費用等、高額な原状回復費用を請求された。賃貸借契約書には、ハウスクリーニングに関する特約の定めはなく、床のキズは入居時からあった。部屋もきれいに使用していたが、費用を負担しなくてはならないか。

●相談室より

原状回復をどのように定めているか、賃貸借契約書を確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めよう助言した。国土交通省のガイドラインでは、借主に責任がない損傷は原状回復義務に含まないとされている。入居時の現状確認書(チェックシート)等の確認を、貸主側にも求めるよう助言した。

..... トラブルに遭わないために

契約前には契約書の記載内容を、入居前には賃貸物件の現状をよく確認しましょう。入居時・退去時は賃貸人・賃借人が立ち合い、キズや汚れなどの状況を確認し、写真やメモ等で記録に残しておく、トラブル回避に有効です。住み始める時から、「いつか出ていく時」に備えておきましょう。

不審に思ったなら、消費生活相談室にご相談ください。

おかしいな 困ったなと思ったら 消費生活相談室へ ☎042-312-8712

☑原則市内在住・在勤・在学・在活

☑月~金曜日(祝日・振休を除く)9:30~12:00・13:00~15:30

☑土日祝日・振休は消費者ホットライン ☎188

がいくせき こ ひと 外国籍の子どもがいる人へ

こくぶんじしに住所がある、6さい~15さいのがいくせきの子どもは、こくぶんじしりつしょうちゅうがっこうかよえます。詳しくはがくむかへ電話してください。

→がくむか ☎042-312-8655



To Parents of Children of Foreign Nationalities

Children of foreign nationalities who live in Kokubunji City and are aged from 6 to 15 can enroll in municipal elementary and junior high schools. Please call Gakumu-ka for details.

→Gakumu-ka TEL 042-312-8655

面向有外国籍孩子的人士

居住在国分寺，而且是6岁~15岁的孩子，可以就学于国分寺市立小学，中学。详情请向学务课咨询。

→学务课 电话042-312-8655

